

環境意識・環境教育・環境行動

「環境意識」「環境教育」「環境行動」については、人づくり・仕組みづくりに関わる、各基本施策を貫く横断的要素として取組を進めます。



計画の進め方

みんなで共創する環境のまち

計画の実効性を高めるため、市民、団体、事業者、市、大学・教育機関など様々な主体が連携して取り組みます。

環境審議会

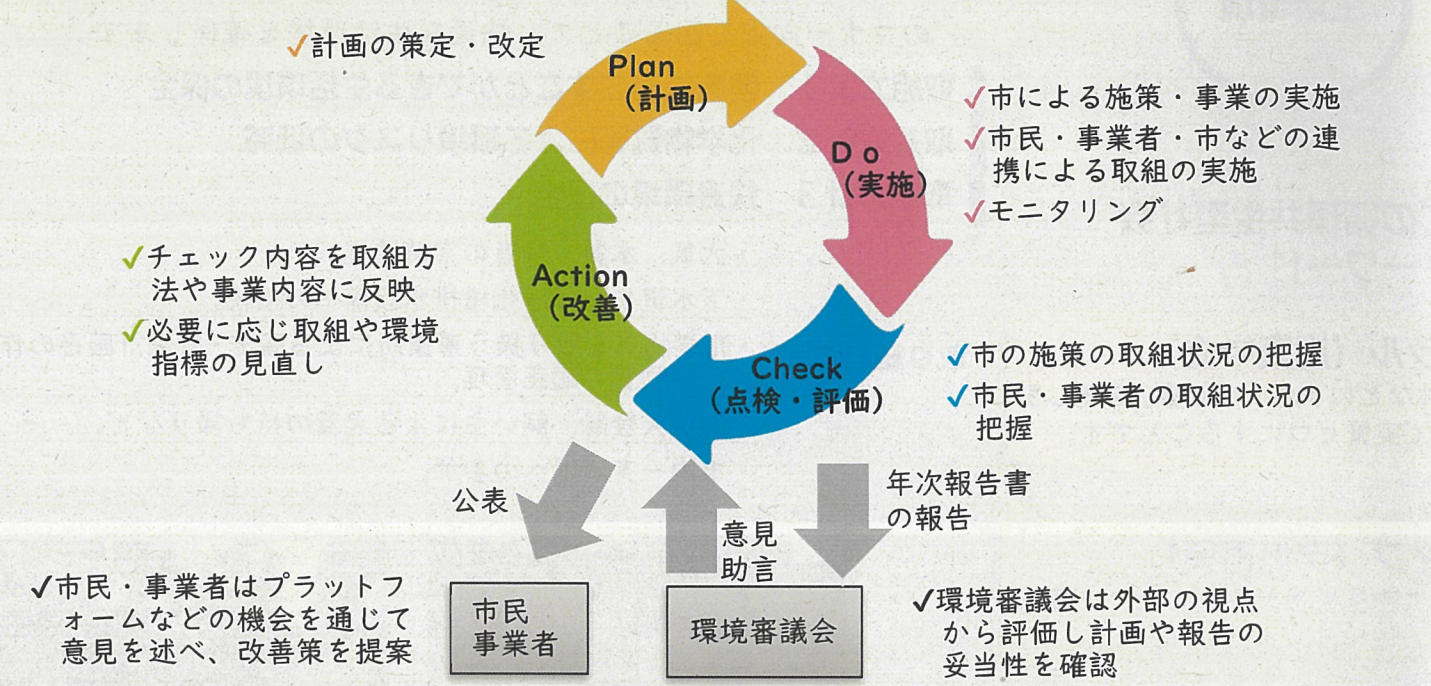
環境審議会は、学識経験者や市民・事業者の代表で構成され、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査・審議します。市から計画の進み具合の報告を受け、助言などを行います。



計画の進行管理

PDCAサイクルによる継続的改善

PDCAサイクル(P l a n (計画)-D o (実施)-C h e c k (点検・評価)-A c t i o n (改善))による進行管理を行うとともに、環境像の実現に向けた継続的改善を図ります。



再生紙
マーク
インク
マーク

この冊子は、環境に配慮した植物油インキを起用しています。200部作成し、1部あたりの単価は〇〇〇円です。

発行日：令和7(2025)年3月
発行：茨木市産業環境部環境政策課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
e-mail：kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

第3次 茨木市環境基本計画

概要版

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

令和7(2025)年3月 茨木市

環境基本計画とは？

本計画は、茨木市環境基本条例の基本理念のもと、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

計画の期間

令和7(2025)年度からの10年間とし、令和16(2034)年度を目標年次とします。

各主体の役割

茨木市に関わるみんなが協力して環境を守り創る「共創」の考え方のもと、市、市民、事業者、NPOなど多様な主体が協働して問題解決にあたります。

基本施策1 脱炭素：みんなでめざすカーボンニュートラル

令和32(2050)年ゼロカーボン達成に向けて、気候変動による様々な影響に対応していくため、脱炭素の取組を進めます。

取組方針1 脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発

取組方針2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

取組方針3 気候変動による影響への適応策の推進

取り組むこと

- ・脱炭素・省エネルギーの実践
(デコ活：断熱住宅・ZEH化・ZEB化、省エネ家電などの選択、テレワーク、公共交通機関・自転車・徒歩での移動、クールビズ・ウォームビズなど)
- ・再生可能エネルギー(太陽光発電設備)・蓄電池の導入、環境負荷の低い電力の選択。
- ・脱炭素や気候変動に関する環境学習、防災意識の向上、気象災害への備えの強化。



おにクル (ZEB Oriented)



いばらき環境フェア (環境学習)

基本施策3 資源循環：みんなでごみを減量・分別し、再資源化製品の積極的な選択を

ごみの減量化、再資源化を進め、ごみ処理施設の安全で効率的な運転に努め、サーキュラーエコノミーをめざします。

取組方針1 ごみの減量化の推進

取組方針2 ごみの再資源化の推進

取組方針3 ごみの適正処理の推進

取り組むこと

- ・ごみの発生を減らす
(マイバッグの使用、食品ロスの削減(消費者は3きり運動・エコクッキング・てまえどりなど、販売店はてまえどり、ばら売り、量り売り、割引販売の推進など。)、レジ袋の削減、過剰包装の自粛、エコプラスチックの使用など。)
- ・資源として再利用する
(ごみと資源物の分別、ごみ分別アプリの活用、小型家電などの拠点回収や店頭回収の活用など)
- ・災害廃棄物ハンドブックの内容理解



ごみ分別アプリのアイコン



環境衛生センター

ウェルビーイング

「ウェルビーイング／高い生活の質」は、国が第六次環境基本計画で掲げた最上位の目的です。ウェルビーイング(Well-being)は、well(よい)とbeing(状態)からなる言葉です。ウェルビーイングは、個人や社会のよい状態であり、社会的、経済的、環境的な状況により決定されます。

ウェルビーイング／高い生活の質

茨木市がめざす環境像(目標)

次世代(未来)へつなぐ・みんなで共創する環境のまち

循環共生型社会の実現



持続可能な社会としての循環共生型社会にむけてのキーワード

カーボンニュートラル(炭素中立)

温室効果ガスの「排出量」から植林などによる「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出を合計で実質ゼロにすることです。

ネイチャーポジティブ(自然再興)

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

サーキュラーエコノミー(循環経済)

従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組に加え、これまで廃棄物とされていた製品や原材料などを新たな「資源」と捉え、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済の仕組みです。

基本施策2 自然環境：自然を身近に感じて暮らせるまち

ネイチャーポジティブ(自然再興)実現のため、多様な生きものがくらし、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、生物多様性の保全などに努めます。

取組方針1 自然資源の利用の推進

取組方針2 生物多様性の保全

取り組むこと

- ・エコ農産物や地元産食材の選択。
- ・森林ボランティア活動や養成講座への参加、間伐材などの有効活用。
- ・生物多様性について学ぶ。地域に生息・生育する生きものを大切にします。
- ・外来生物を持ち込まない、移動しない、放たない。ペット・園芸植物の適正管理。



里山の風景



環境資源補完調査の様子

基本施策4 生活環境：健康で安全な暮らしの場を

大気、水などの良好な状態を維持するとともに、市民一人ひとりのマナー向上を図ることで、快適な生活環境を確保します。

取組方針1 健康に過ごすことができる生活環境の保全

取組方針2 化学物質等による環境リスクの低減

取組方針3 快適環境の保全

取り組むこと

- ・大気、水質、騒音の常時監視。
- ・下水道または浄化槽排水設備への接続。
- ・化学物質を取り扱う事業所による届出・管理計画書の作成・化学物質の適正管理。
- ・飼い犬登録、飼い主による犬糞の持ち帰りなど。
- ・市内一斉清掃への参加。



環境騒音調査の様子



市内一斉清掃